













# 在宅育児支援金って?

花巻市では、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、 子どもを安心して産み育てる環境の充実を図るため、

- ✓ 生後8週間から満3歳未満の第2子以降の育児を
- ✓ 保育所等を利用せず在宅で行っている世帯に対し、

√ 第2子以降

- ✓ 生後8週~
- 満3歳未満 ✓ 月額1万円!

「子育て応援在宅育児支援金」を支給します。

- 下記の要件を満たし支援金の支給を希望される方は案内に従って手続きをしてください。
- 前年度に申請し、支給決定された方についても、新年度(4月中)に改めて申請を行う必要が ありますのでご注意ください。

## 支給対象となる要件について

令和7年4月1日以降、次の要件をすべて満たす方が対象となります。

### (1)対象児童の要件

- ✓ 花巻市に住所を有している児童
- ✓ 高校卒業までの児童を第1子と数え、生後8週間を超え満3歳未満である第2子以降の児童
- ✓ 保育所等を利用していない児童
  - ※保育所等・・・保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業施設(小規模保育事業、家庭的保 育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)、認可外保育施設

### (2) 支給対象者の要件(保護者等申請者)

- ✓ 対象児童と同じ住所で同居する保護者、または保護者の住所が児童と異なり同居していない場合 は、対象児童と同じ住所で同居し、主に生計を支える方
- ✓ 育児休業給付金(公務員は育児休業手当金)を受給していない方(配偶者を含む)
- ✓ 生活保護を受けていない方(配偶者を含む)
- ✓ 暴力団員や暴力団と関係していない方(配偶者を含む)

# 支給額と支給の方法

#### (1) 支給額

対象児童1人につき 月額10,000円

### (2) 支給の方法

支援金支給は、第1期分(4月~9月分)と第2期分(1 0月~3月分)の年2回、指定口座に振り込みます。第1期 分は10月、第2期分は翌年3月に支給を予定しています。 事前に支給額及び支給予定日を郵送にてお知らせします。

### 支給期間の考え方

対象児童が生後8週間を超えた 日の翌月から満3歳に到達する 月(1日生まれの場合は前の月) まで

→毎月1日の状況で判定します ※支給要件に該当しなくなった場 合(保育所へ入所した等)は該当 する月分を支給しますので、変更 届をご提出ください。

# お問合せ・申請は▶ 花巻市 健康こども部 こども課 子育て支援係

場所▶ 〒025-8601 花巻市花城町9番30号 新館2階 電話 0198-41-3149 メール jidou@city.hanamaki.iwate.jp

- ✓ 各総合支所市民サービス課健康福祉係でも申請がで<u>きます。</u>
- 申請書等書類は市ホームページから取得できます



## 申請の方法

支給を受けるためには、申請が必要です。

支給を希望する方は、申請書に必要事項を記入し、必要な書類を添えて、市役所又は各総合支所の窓口へ持参、または郵送で提出してください。

### (1)提出が必須な書類

- ✓ 花巻市子育で応援在宅育児支援金支給申請書(様式第1号)
- ✓ 育児休業給付金受給申請状況証明書(様式第2号)

【注意1】 <u>勤務先から証明してもらう書類で、申請者と申請者の配偶者ともに提出が必要</u>です。

【注意2】自営業、農業若しくは内職に従事している方又は無職の方は提出が不要です。

✓ 振込先口座の通帳の写し(口座番号、名義人等を記載している部分)

【注意】振込先口座は、申請者名義の口座を指定してください。「申請は父、振込先は母名義の口座|といった例は対応不可となりますのでご注意ください。

### (2)状況に応じて提出が必要な書類

✓ 戸籍謄本等

【注意1】対象児童が第2子以降であることが確認できない場合(監護している第1子の児童が他市町村へ住民票を移している場合など)に提出が必要になります。

【注意 2 】そのほか、申請者と対象児童の関係が花巻市の住民基本台帳で確認できない場合、提出を求める場合があります。

✔ 児童にかかる児童手当の受給を証明する書類

公務員の方など、児童手当を市町村以外から受給している場合は市の児童手当台帳で要件の確認ができませんので、お勤め先から発行される支給通知や明細書などの写しをご提出ください。

- 次年度以降、継続して支給を受ける場合は、各年度の4月に再度申請する必要があります。
- 例年第2期(3月頃)の支給額等をお知らせする際に、来年度の申請書を同封します。

## 申請期限

- ✓ 前の年度から継続して申請する場合→令和7年4月30日(水)
- ✓ 新規に申請する場合→令和8年3月31日(火)※

【※注意】お勤め先にご用意いただく必要書類があるほか、支給が遅れる場合などがありますので、<u>期限に関わらず支給期間が開始となる月の前月末までに申請をお願いいたします</u>。

# 状況に変更があったとき

申請した時の状況から変更があった場合は、変更届または喪失届の提出が必要になります。

- ✓ 住所の変更
- ✓ 振込先口座の変更
- ✓ 勤務先の変更

受給資格 変更届

- ✓ 対象児童を保育所等へ預ける ことになった
- ✓ 育児休業給付金(手当金)を 受給することになった

受給資格 喪失届

## その他

- ✓ 申請書提出後、記載内容等の確認のために連絡させていただくことがあります。
- ✓ 支援金の支給を受けた後に支給対象要件に該当しないことが判明した場合や、偽り・その他不正な手段により支援金の支給を受けた場合は、支援金を返還していただく必要があります。